

独立行政法人地域医療機能推進機構 若狭高浜病院附属居宅介護支援センター 運営規程

第1条（目的）

独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属居宅介護支援センターは、介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

1. 利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行うものとする。

第3条（事業所の名称）

この事業を行う事業所の名称は「独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属居宅介護支援センター」（以下「事業所」と称する。

第4条（事業所の設置）

事業所の事務所は、福井県大飯郡高浜町宮崎87-14-2に置く。

第5条（実施主体）

事業の実施主体は、独立行政法人地域医療機能推進機構とする。

第6条（従業員の職種、員数及び職務内容）

1. 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
事業所の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
2. 介護支援専門員 1名以上（管理者と兼務）
（ア）第2条の運営方針に基づき、指定居宅介護支援の提供にあたる。
（イ）利用者数に基づいて、必要な人員を配置する。
3. 職員の資質向上のために、採用時および定期的に研修を行うこととする。
4. 職員が常に清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。

第7条（営業日及び営業時間）

1. この事業の営業日は、毎週月曜日から金曜日迄とし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始を特別休暇とする。
2. 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分迄とする。

第8条（居宅介護支援の提供方法）

1. 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応を、自宅・第3条に規定する事業所内において行う。
2. 指定居宅介護支援の提供を求められたときには利用者の被保険証により被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確かめる。

3. 要介護認定等の申請が行なわれているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
4. 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1か月前には行われるよう必要な援助を行う。
5. 要介護認定等を受けた者の居宅介護サービス計画の作成を利用者若しくはその家族の意思を尊重して医療保健サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て総合的、効果的に行い、サービス提供の手続きを行う。
6. 事業所は、正当な理由なしに業務の提供を拒否してはならない。
ただし、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知する。
 - (ア) 正当な理由とは、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (イ) 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

第9条（居宅介護支援の内容）

1. 居宅介護サービス計画の作成
 - [居宅介護サービス計画の担当配置]
 - (ア) 介護支援専門員は居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う。
 - [利用者等への情報提供]
 - (イ) 居宅介護サービス計画の作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように支援する。
 - [利用者の実態把握]
 - (ウ) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握する。課題分析の実施にあたっては利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して行うものとする。
 - [居宅介護サービス計画の原案作成]
 - (エ) 介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。
 - (オ) 介護支援専門員に対して複数の指定サービス事業者の照会を求める事や居宅介護サービス計画書に位置づけたサービス事業者等の選定理由について説明を求めることができる。
 - [担当者会議]
 - (カ) 介護支援専門員は、サービスの担当者会議を開催し、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。
 - [利用者の同意]
 - (キ) 介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。
2. サービスの実施状況の継続的な把握、評価
介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握および利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

3. 介護保険施設の紹介等

- (ア) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合または、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- (イ) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

第10条（利用料、その他の費用の額）

- 1. 事業所は、申請支援、居宅介護サービス計画作成費については、利用者またはその家族に一切の費用負担を求めない。
- 2. 遠隔地の利用者から要請があった場合で、指定居宅介護支援を行うのに要した交通費については、利用者の同意を得てから実費相当額の支払いを利用者から受けることができる。
- 3. 前項において、当事業所の自動車を使用した場合、実費相当額の交通費は、実施地域の境界から目的地までの片道の距離1km毎に20円を計算した額とする。

第11条（通常の事業の実施地域）

事業所の事業の実施地域は、大飯郡高浜町及びおおい町の区域とする。

第12条（法定代理受領サービスに係る報告）

- 1. 事業所は、毎月、福井県国民健康保険団体連合会に対し、居宅介護サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出する。
- 2. 事業所は、居宅サービス計画に位置づけられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、福井県国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。

第13条（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

事業所は、利用者が他の指定居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他、利用者からの申し出があった時には、当該利用者に対し、直近の居宅介護サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

第14条（秘密保持）

事業所の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を保持するために必要な措置を講ずる。

第15条（事故発生時の対応）

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

- 1. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 2. 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第16条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待防止の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。また、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町

村に通報するものとする。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針を整備する。
3. 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第17条（業務継続計画（BCP）の策定等）

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第18条（個人情報の保護）

1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者の個人情報については事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第19条（苦情処理）

指定居宅介護支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講じるものとする。

1. 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
2. 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して福井県国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、福井県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第20条

1. 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示するものとする。

第21条（その他運営に関する重要事項）

1. 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。
2. 事業所の運営規程の概要、職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
3. 介護支援専門員は、利用者に対し、特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスの利用を強要してはならない。また、当該事業者からその対価として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
4. 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。
また、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から5年間保存する。

附則 この運営規程は平成 1 2 年 3 月 1 日より施行する。
この運営規程は令和 5 年 1 月 1 6 日より施行する。
この運営規程は令和 6 年 3 月 1 日より施行する。
この運営規程は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

関係市町および他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容

事業所または施設名	独立行政法人地域医療機能推進機構 若狭高浜病院附属居宅介護支援センター
-----------	--

1. 関係市町村との連携

(ア) 保健医療・福祉サービス事業者に係る情報を、随時交換できるよう、各種会議等の機会を利用して、連携を図っていく。

(イ) ケアプランの作成や調整、また家族に対する説明等に際し、積極的に担当者との連絡、調整を行う。

(ウ) サービス提供等についての苦情を適切に処理するため、必要に応じ関係者との協議を行う。

(エ) 各居宅介護支援事業者との連絡調整の場に、適時、担当者の出席を求める。

(オ) その他、介護支援のための課題について、検討会、意見交換会等を開催する。

2. 保健医療・福祉サービス提供主体との連携

(ア) 保健医療・福祉サービス提供主体事業者との連携及びサービスの質の向上のため、連絡会議を年1回程度開催する。

(イ) 各サービス単位について、担当者会議で課題がある場合には、サービス提供主体者と連携し、随時調整に当たる。

(ウ) 事業実施地域を主体とする医師会、総合病院、保健所、健康センター、社会福祉協議会、市町村等の関係団体と「介護保険事業」について、積極的に連携の強化を図っていく。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所または施設名	独立行政法人地域医療機能推進機構 若狭高浜病院附属居宅介護支援センター
申請するサービスの種類	居 宅 介 護 支 援 事 業 者

措 置 の 概 要	
1	利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 常設の窓口 独立行政法人地域医療機能推進機構 若狭高浜病院附属居宅介護支援センター 独立行政法人地域医療機能推進機構 若狭高浜病院附属介護老人保健施設 内 福井県大飯郡高浜町宮崎 8 7 - 1 4 - 2 郵便番号 9 1 9 - 2 2 2 5 連絡先 T E L (0 7 7 0) 7 2 - 5 1 1 9 F A X (0 7 7 0) 7 2 - 5 4 7 7 担当者 管理者 上ヶ谷 知子 主任介護支援専門員
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 (1) 苦情処理台帳に記載し、管理者に報告 (2) 関係者に事実を確認 (3) 処理方法を検討 (4) 関係者との連携 (5) 処理終了、改善を確認 (6) 処理状況、結果を台帳に記載し、管理者の決済を受ける (7) 処理は即日を原則とする (8) 苦情処理の措置概要は、利用説明書に記載し、事業所内にも掲示する
3	苦情があったサービス事業者に対する対応方針等 (1) サービス事業者に苦情内容等を報告し、処理状況および結果について報告させる (2) 改善がみられない場合は、利用者に説明し、他の事業者を紹介するとともに、関係行政期間等にも連絡を行う
4	市町、福井県国民健康保険団体連合会から指導があった場合は、速やかに、適切な対応を行う